

桶川市立加納中学校いじめ防止基本方針

平成30年3月30日改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条「定義」より)

2 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る。」という認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

【未然防止の計画と取組】

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

【早期対応の体制】

- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

3 未然防止の取組

(1) いじめを「許さない」「見過ごさない」雰囲気づくり

①いじめの理解と抑止に結びつくアンケート調査

生徒、教職員、保護者が「いじめ」に対する正しい認識を共有できるよう、各学期に1回ずつ「学校生活アンケート」「いじめの実態把握のためのアンケート」を実施する。実施後、二者面談や声かけを実施する。また、対象生徒について生徒指導委員会や教育相談部会で今後の指導など検討する。

②「心の教育」の充実

「道徳」「特活」の年間計画（加納中プラン）を整備して、道徳教育、人権教育を充実させる。

③授業改善および指導力の向上

授業規律「加中五ヶ条」の徹底を図ると同時に協調学習など、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し授業改善を図る。また、お互いの授業実践を参観する機会を設け、指導力の向上を図る。

④「いじめ撲滅運動」の展開

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

⑤生活ノート（息吹）の活用

コミュニケーション、日々の声かけを常に意識して共に生活をする。

⑥いじめの理解と抑止に結びつく講演会

非行防止教室（ネット講演会）の開催。ネット関係のルールやモラル意識の向上。

(2) 生徒に「自己有用感」や「自尊感情」の高まりを促す教育活動（居場所づくりと絆づくり）

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・異学年交流活動の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫

②人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動

「ソーシャルスキルトレーニング」の技法を積極的に取り入れた内容の学習活動を工夫する。

③人とつながる喜びを味わう体験的活動

- ・地域の人材を講師として招聘して行う生活体験講座
- ・生徒の自主性を生かした学校行事（体育祭、文化祭、音楽会、三送会等）
- ・小中学校合同あいさつ運動（毎学期1回）、職場体験、学校応援団との協働

4 早期発見・早期解決のための取組

「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る。」という認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚と見過ごさない強い意志を身に付けていくことが必要である。

(1) いじめ問題に特化した校内研修の充実

いじめ問題の基本的認識（「定義」「発生のしくみ」「分類」「特徴」「構造」「組織的対応」等）についての研修を充実させ、いじめの問題の重大性を全教職員で認識する。

- ・彩の国生徒指導ハンドブック「NewI's」を活用する。
- ・「体罰といじめの根絶をめざして一人権を尊重し信頼関係に立つ教育の推進」を活用する。

(2) 生徒との信頼関係の確立

個々の教職員が「ともに学び」「ともに喜び」「いつでも子どもを支えていく」という「支援・援助者としての教師」であることを生徒に意識させるように努める。特に学級担任は、「生活ノート」を通じた生徒との情報のやりとりや日常の観察等を通じて情報収集に努め、生徒理解を深化させるようにする。

(3) 問題行動に対する毅然とした指導の実践

いじめに限らず、問題行動に対する具体的対応に関する申し合わせ（「生徒指導上の申し合わせ事項」の確認）を行い、保護者にも周知を図ることによって、「ダメなものはダメである」ということをぶれずに徹底する。

(4) 生徒指導体制の確立

特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、「報告」「連絡」「相談」「確認」を確実にし、教育相談部会との連携を含め、学校全体で対応する体制を確立する。

(5) 校内教育相談体制の整備

生徒や保護者の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談（教職員とスクールカウンセラー、さわやか相談員等との連携）の体制を確立するとともに生徒指導委員会と連携し、いじめの相談や通報の窓口としての機能を有するように整備する。また、必要に応じてケース会議を開催する。

（6）家庭・地域・外部専門機関との連携

学校におけるいじめへの対応方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにする。また、外部専門機関の相談窓口について、周知や広報の徹底を図り、よりよい連携に努める。

（7）「いじめ対応チーム」による具体的方針に基づく対応

いじめ認知の状況に応じて、対応チームのメンバーを柔軟に招集した上で方針を決定し、諸事に対応することによって、特に初期対応のミスをなくし、効果的に解決に向かうようにする。

（8）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われものを含む）が止んでいる状態が相当に期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対応

（1）重大事態の発生を教育委員会に報告

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企画した場合等）

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連

続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。」

(2) 調査組織の設置

当該いじめ事案の関係者に対して第三者的立場の者の参加によって、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 調査の実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査するように努める。

(4) 被害生徒及びその保護者への情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を教育委員会に報告

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置

(7) 調査の主体が教育委員会となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導委員会

週1回定例委員会を設けるほか、緊急対応が必要などときには臨時的に会議を設ける。校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員で構成される。以下の内容について取り扱う。

- ・全校から収集された情報と具体的対応の確認
- ・アンケートの実施及び検証結果に基づく対策の検討（定期的に点検）
- ・教育相談部会、さわやか相談室との連携
- ・その他

(2) いじめ対応チーム

生徒指導委員会において、いじめと認知された事案を取り扱うために招集される。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、さわやか相談員が常任委員となり、その他の構成員に関しては、事案ごとに関係する職員を招集して構成する。以下の内容について検討する。

- ・問題の明確化
- ・指導方針の決定
- ・役割分担の決定
- ・具体的指導・援助

7 その他

(1) PDCA サイクルに基づく取組の評価

いじめ問題への学校としての取組全般について、「取組評価アンケート」を実施することによって、取組が適切に行われたか否かの検証を行う。

(2) いじめ問題への組織的対応機能の強化

「取組評価アンケート」による検証結果に基づき、必要に応じて基本方針の見直すことと同時に取組内容や方法の改善を行うことによって、組織的対応機能の強化をはかり、取組を進化させる。

(3) 生徒指導上の諸問題解決のための小中連携

児童の中学校生活や学習などに対する不安を解消（中一ギャップ解消）し、スムーズに生活できるように以下の内容について取り組む。

○児童生徒の交流活動

- ・部活動連携・・・運動会開会式で行進曲を演奏（吹奏楽部）
- ・あいさつ運動・・・児童会と生徒会（ボランティア）による合同あいさつ運動（学期に1回）
- ・新入生保護者会説明会（小6年生授業見学）
- ・小6年生中学校見学会
- ・生徒会加納小、桶川東小訪問（中学校についての説明）
- ・小学校のいずれかの学年で欠席が10日以上あった生徒のリストアップと情報収集

○教職員の交流活動

- ・小中合同研修会（夏季休業中）
- ・中学校教員による小学校授業参観または出前授業
- ・さわやか相談員小学校訪問

○小中「生徒指導共通目標」の実施